

国の就学支援金の収入状況届出書及び  
大阪府の私立高等学校等授業料支援補助金の申請について

保護者の皆様には、

**生徒・保護者のみなさんへ お知らせ**  
**平成28年度 私立高等学校等授業料支援補助金の申請手続きについて**

をご精読の上、該当する方は下記期日までに学校へ提出してください。

なお、支給の要件となる市町村民税の所得割額については、「制度説明」のA～Dのランクに応じて補助金額を段階的に設定することになります。この市町村民税所得割額がお知らせのランク「D」251,100円を超えていると、大阪府の私立高等学校等授業料支援補助金の対象外になりますのでご注意ください。ただし、市町村民税所得割額が304,200円未満であれば、国の就学支援金のみが支給されます。申請等につきましては、下記に留意点等を記載しております。

記

- 提出書類
  - ① 受給資格認定申請書（初回時）  
平成28年度課税分(平成27年所得)で、新たに受給資格に該当した方
  - ② 収入状況届出書（2回目以降）  
平成27年度就学支援金受給資格認者の方  
※①・②とも他府県在住の生徒も提出してください。（届出書の提出がない場合は、国の就学支援金も受給できなくなります。）  
※①・②は同一文書になっていますが、受給資格がなかった方で今回申請される方は①の受給資格認定申請書に、受給資格者認定のある方は②の収入状況届出書になります。
  - ③ 授業料支援申請書（別添の「お知らせ」P4を使用してください。）
- 添付書類
  - ① 市町村民税所得割額を証する書類（課税証明書等（写し可）。以下同じ。）  
「平成27年度課税分（平成26年所得）」（すでに提出済みの方は不用です）と「平成28年度課税分（平成27年所得）」が必要です。  
4月～6月分は「平成27年度課税分」、7月～翌年6月分(高3は7月～翌年3月分)は「平成28年度課税分」の市町村民税所得割額で判定します。  
判定には、市町村民税所得割額が保護者(親権者)合算でそれぞれのランクの所得割額未満の者となります。
  - ② 父母とも市町村民税所得割がある場合は、2名分の書類が必要です。
  - ③ 一人親の場合で、課税証明書等の寡婦（寡夫）控除欄に表示がない場合は、「申請書」裏面の「添付書類の申立書」の該当欄にチェックして、申し立ての内容を記入してください。
- 提出期限 **平成28年7月15日（金）** 【期限厳守】
- 提出先 学校事務室（郵送されても構いません。）

その他わからないことがありましたら事務室までお問い合わせください。

【お問い合わせ】  
事務室 担当 奥野  
☎072-261-7761